

奈良県タクシー利用型観光地づくり事業 受託事業者募集要項

1. 適用

本要項は、奈良県タクシー利用型観光地づくり事業を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

奈良県タクシー利用型観光地づくり事業

(2) 目的

本県への観光客の更なる誘致に向け、観光客に県内を快適に周遊していただける受入環境の充実が必要である。本業務は、タクシーを活用した新たな県内周遊を提案することで、観光客が、県内に点在する観光スポットを快適に巡り、県内での滞在時間の延長や県内消費の拡大、県内宿泊率の向上につなげることを目的として、令和3年度において、課題の検討及び観光タクシーコースの造成等を実施した。令和4年度は、昨年度検討した課題を踏まえ、魅力あるモデルコースとドライバーのもてなしにより、「観光タクシー」の利用を増加させることで、周遊・滞在型観光を推進することを目的とする。

(3) 委託内容

①事業勉強会

②商品造成

③プロモーション

※詳細は別紙「奈良県タクシー利用型観光地づくり事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載。

(4) 企画提案書等作成に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に要した経費は提出者の負担とする。

(5) 委託料上限額

金4,496,360円（消費税及び地方消費税の額（10%）を含む。）

(6) 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

3. 手続き等

(1) 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県観光局ならの観光力向上課

電話番号：0742-27-8051

ファクシミリ：0742-27-1065

(2) 参加表明書（様式1）の提出期限、提出先及び提出方法

提出期限 令和4年5月17日（火）15時00分まで

提出先 担当部局に同じ

提出方法 ファクシミリにて送付後、必ず電話で送付した旨連絡すること。

(3) 企画提案書等の提出期限、提出先及び提出方法

提出期限 令和4年5月25日(水) 15時00分まで

提出先 担当部局に同じ

提出方法 持参または郵送に限る

- ・持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日を除く9時00分から17時00分まで(12時00分から13時00分までの間は除く。)とする。
- ・郵送の場合は、提出期限必着とし、担当者に事前に電話連絡のうえで、簡易書留等の確実な方法によるものとする。

提出物

①参加申込書(様式2) 【原本1部】

②事業者概要書(様式3) 【原本1部】

- ・会社概要などがあれば添付すること。

③類似業務受注実績(様式4) 【原本1部】

④企画提案書(様式任意 サイズはA4またはA3) 【原本1部、写し5部】

※企画提案書については、提案者を判読できるような記載や用紙の使用は行わないこと。

ただし、原本の1部のみは、企画提案書の余白部分に企画提案者名を記載すること。

※企画提案書については、「2. (2) 目的」及び仕様書を踏まえ、以下の項目を盛り込むこと。

ア 業務についての提案

「3. (4) 業務についての提案等」を参照

イ 見積書(任意様式)

宛先は「奈良県知事 荒井正吾」とすること。また、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。(各項目の単価が判断できる内容とすること。)

(4) 業務についての提案等

① 業務実施方針、業務スケジュール

「仕様書」に記載の業務内容をどのように実施するのかをわかりやすく記載し、業務全体のコンセプト、業務実施方針、業務スケジュール及び進捗管理体制を提示すること。

② 業務実施体制

業務を実施するにあたり、どのような人材を起用するか等がわかるよう、業務実施体制を提示すること。

③ 事業勉強会

内容、開催時期及び開催回数については、今年度及び令和5年度以降のタクシー利用型観光のあり方を想定した、効果的な方法を提示すること。

④ 商品造成

造成する商品の内容、ターゲットや販売価格を提示すること。

造成予定のコースについて、観光案内能力及びおもてなし力を向上させるための研修内容案を提示すること。

※令和3年度に検討した観光タクシーコース及びファミトリップ等により聴取した意見につい

ては、紙資料での閲覧とするため、期限内に担当部局へ来所の上、企画提案の参考とすること。ただし、知り得た内容については当該事業の企画提案においてのみ利用することとし、自社の事業等での活用は一切禁止する。

⑤ プロモーション

県外を中心としたより多くのタクシーを利用した誘客を可能とする効果的な広報案内内容を提示の上、設定の理由、ターゲット、広報媒体などをわかりやすく提示すること。

(5) 質問の受付

受付期間 令和4年4月25日(月)から令和4年5月12日(木) 17時00分まで

受付方法 質問票(様式5)に質問事項を記載のうえ、ファクシミリにて送付し、電話にて送付した旨を連絡すること。

※電話など口頭による質問は受け付けない。

質問先 担当部局に同じ

回答方法 インターネットホームページ「奈良県ならの観光力向上課ホームページ」に公表する。個別には回答しないものとする。※質問者名は掲載しない。

4. 受託事業者の選定

(1) 企画提案書等の審査

①企画提案書等の審査は、タクシー利用型観光地づくり事業受託事業者選定審査委員会(以下「選定審査会」という。)により、次の審査項目等について採点を行うものとする。選定審査会の各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、最も合計得点の高い1者を最優秀提案者として選定する。ただし、審査項目において各委員の評価の合計点が6割に満たない場合は最優秀提案者として選定しない。また、提案者が1者のみの場合等については、選定審査会において各委員の評価の合計点が6割以上であることを契約相手方特定条件とする。

【審査項目及び配点】

審査項目		評価基準	配点
実施体制	事業実施方針・実施スケジュール	事業実施方針及び事業スケジュールが適切で、実現可能な内容であるか。	10
	事業実施体制	業務内容に見合った責任者の配置や人数等、人員が適切に配置されているか。	10
業務内容	勉強会	タクシーを利用した広域周遊を促進し、地域活性化に繋がる提案となっているか。	10
		招請する有識者は適切で事業への効果が期待できるか。	10
	商品造成	誘客につながる魅力的な商品造成となっているか。	20
		観光案内能力向上及びおもてなし力向上に繋がる効果的な方法が具体的に提案できているか。	10
	プロモーション	ターゲットを明確にし、効果的な広報手段を具体的に提案しているか。	20
見積価格	見積価格	経費の内訳、範囲が明確で、提案内容に見合った金額となっているか。	10
合 計			100

②提出のあった提案書等について、プレゼンテーション及び質疑応答を行う。なお、応募者多数の場合はプレゼンテーション及び質疑応答に先立ち書類選考を行う場合がある。

選定結果は、企画提案書を提出した事業者のみに対して書面で通知する。

プレゼンテーション及び質疑応答は、令和4年5月30日（月）に行う予定。時間等詳細は、後日対象者に対して通知する。

（2）事業者との契約

①上記4（1）により最優秀提案者として選定された者が受託者の候補者となり、契約締結の協議を行うことになるが、協議の結果契約締結の合意に達しなかった場合または最優秀提案者が取消しとなった場合には、その者との契約を行わず、次点の者と協議を行う場合がある。

②企画提案書、参加申込書等に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。

③契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）に定めるところによる。

④契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

（ア）役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店または営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店または営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（イ）暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

（ウ）役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用しているとき。

（エ）役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与しているとき。

（オ）役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有しているとき。

（カ）本契約に係る下請契約または資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（ア）から（オ）のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。

（キ）本契約に係る下請契約等に当たって、上記（ア）から（オ）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（カ）に該当する場合を除く。）において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

（ク）本契約の履行に当たって、暴力団または暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、または警察に届け出なかったとき。

（3）その他

①当企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。

②採択された事業計画・事業提案は、県との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

5. その他

- (1) 提出された書類は返却しない。また提出した企画提案書を奈良県に無断で他に使用することはできない。
- (2) 提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (3) 選定結果として、提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。
また、県民等から情報公開の請求に応じて提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (4) 選定結果に対しての意義申し立ては受け付けない。
- (5) 募集及び契約については、県の都合により中止することがある。この場合、損害賠償は行わない。
- (6) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、3（1）担当部局の指示に従うこと。
- (7) 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。